

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年6月まで

市役所から2～3回納付案内の手紙が来たので、夫婦二人で市役所に出掛け特例納付について説明を聞き、夫婦一緒に国民年金の加入手続をした。その後、納付金額を知らせてきたので、市役所の中にある金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。妻は特例納付した記録になっているのに、私の記録だけ申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年8月以降に、申立人の妻と連番で払い出されており、この時期は特例納付の時期に当たる上、申立人及びその妻は48年7月から50年3月までの国民年金保険料を同年12月に過年度納付し、その後は未納期間が無いなど、国民年金に対する意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、「今なら過去の分の国民年金保険料を納付できる。」と役所で言われたため、夫婦で国民年金に加入して保険料を納付したとする記憶は鮮明である上、一括納付したとする夫婦二人分の国民年金保険料額は、当時の金額とほぼ合致していることから申立人の主張に齟齬は無い。

さらに、申立人は、その妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立期間直後の昭和48年7月から62年6月まで一緒に納付していることが確認でき、申立期間のうち、44年8月から48年3月までの保険料について、申立人の妻は、50年12月に特例納付していることから、申立人のみ同期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間は、第 2 回特例納付の対象期間ではなく、特例納付した時点では時効であり、申立人の妻も同期間は未納となっていることから、申立人は保険料を納付できなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 8 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から同年9月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和47年7月から同年9月まで
②昭和49年7月から51年3月まで

申立期間①について、父親が、私が20歳になったころに国民年金の加入手続を行ってくれ、結婚するまでの国民年金保険料を納付していた。

また、結婚後の昭和47年7月から49年9月までの保険料は、夫が郵便局で納付したと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②について、昭和49年10月に現在居住している市に転入してから、夫も国民年金に加入し、夫婦一緒に保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることには特に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は3か月と短期である。

また、申立期間①前後の国民年金保険料は現年度納付されており、当時、保険料の納付に遅れはなかったと考えられる。

さらに、申立人の夫が証言する申立期間①に係る保険料の納付方法は、申立人が当時居住していた区の状況と一致しており、申立期間①の保険料のみ納付しなかったとする合理的理由も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和49年10月に現在居住する市に転入しているが、申立人及びその夫は、国民年金の住所変更手続についての記憶が曖昧であり、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び市の国民年金被保険者名簿を見ると、51年6月に前住所地から申立

人の年金記録が移管されたことがうかがえる。

また、申立期間②のうち、49年7月から同年9月までの期間について、申立人が現在居住する市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が当時居住していた区から当該期間が未納であることを確認した旨が記載されている。

さらに、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和51年6月に払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立人及びその夫の所持する国民年金手帳及び領収書から、夫の加入手続と同時に申立人も国民年金に係る手続を行い、夫婦そろって昭和51年度保険料から納付し始めたと考えるのが自然であり、申立期間②のうち、49年10月から50年3月までの期間の保険料は申立人の夫も未納とされている。

一方、申立期間②のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間について見ると、申立人及びその夫は、51年4月以降申立人の夫が60歳に到達する平成17年2月まで、一緒に国民年金保険料を納付しており、当該期間の国民年金保険料を申立人の夫は昭和51年10月にまとめて過年度納付していることから、申立人も同時にこの保険料を過年度納付していたとしても不自然ではないと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から同年9月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

申立期間当時、勤務していた会社を退職し、自分で国民年金の加入手続をし、保険料も町内会の集金で納付していた。

申立期間後は、保険料をすべて納付しているのに、申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年11月ごろ払い出されていることから、申立人は同年9月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後に国民年金の加入手続を行ったと推測でき、婚姻後の48年2月以降も国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付しているなど、申立人の国民年金に対する意識は高かったと言える。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた両親の申立期間における国民年金保険料は納付済みである。

加えて、申立人が申立期間当時居住していた市では、納付組織による国民年金保険料の集金があったことが広報紙等から確認できるなど、申立人の記憶は当時の状況と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月25日から同年4月1日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

B事業所（現在C事業所）から出向命令によりA事業所に移籍し、空白なく勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員台帳及びA事業所の回答などから判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和46年3月25日にB事業所からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年4月の社会保険事務所で保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を「昭和46年3月25日」とすべきところ、「昭和46年4月1日」として誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立てに係る昭

和 46 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年11月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月17日から同年11月17日

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A社B支店から同社C支店への転勤に伴い1月分の被保険者期間が欠落しているが、同じ会社に継続勤務していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、在籍証明書及び雇用保険の加入記録などから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和42年11月17日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における申立期間に係る資格喪失日（昭和23年7月31日）及び資格取得日（昭和24年5月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和23年7月は600円、同年8月から同年12月までは1,500円、24年1月から同年4月までは3,300円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月31日から24年5月2日まで

昭和23年6月からA事業所B工場に勤務し、33年12月22日にA事業所C工場に異動するまで継続してB工場に勤務していたにもかかわらず、途中で厚生年金保険の被保険者期間が抜けてしまっていることには納得できないので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和23年6月5日にA事業所B工場（現在、D事業所）において資格を取得し、同年7月31日に資格を喪失した後、24年5月2日にA事業所B工場において再度、資格を取得しており、23年7月から24年4月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、D事業所が保管する社員カードには、申立人は昭和23年6月5日に就職し、33年12月22日にA事業所C工場に異動するまで継続して勤務していたことが確認できる上、D事業所からの回答においても、申立期間当時の事務処理に不備があったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

を認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年齢で同じような経歴を持つ申立人の同僚の社会保険事務所の記録から、昭和 23 年 7 月は 600 円、同年 8 月から同年 12 月までは 1,500 円、24 年 1 月から同年 4 月までは 3,300 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D 事業所が A 事業所 B 工場での事務処理に不備があったことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 23 年 7 月から 24 年 4 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年ごろまでの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年ごろまで
結婚後、私は妻と国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していたが、その間も実家の父親が私の保険料を納付していたので、申立期間の保険料は重複納付となっているはずなのに、保険料が還付されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金手帳を申立人の父親からもらって重複納付に気付いたと述べているが、気付いた時期、重複していた期間、行政に対する重複納付の問い合わせ等についての記憶が申立人及びその妻共に曖昧である上、申立人の父親は既に他界しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人には、二つの国民年金手帳記号番号が払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できるが、昭和40年11月に申立人の妻と連番で払い出された申立人の国民年金手帳記号番号(2回目に払い出された記号番号)については、社会保険庁の電算記録(国民年金被保険者ファイル)で確認できないことから、電算記録に移行する前に重複付番により当該番号が取り消されたものと考えられる。

さらに、申立人の妻は昭和40年11月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載された国民年金手帳を保管しているが、申立人は当該番号の連番の自分の国民年金手帳を見たことが無いと述べており、当時は国民年金手帳に検認印を押す方法で保険料収納が行われていたことを踏まえると、申立人が取り消された国民年金手帳記号番号で、保険料を納付していたとは推認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を重複納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の保険料を重複納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年7月まで

私は、会社退職後、将来のことを考えてすぐに国民年金に加入し、国民年金保険料を金融機関の窓口で納付書を使い納めていた。会社退職後2年以上も加入手続をせず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和47年8月30日に国民年金に任意加入している上、申立人の国民年金手帳の発行日が47年9月26日となっており、申立人自身にも、この手帳以外に交付を受けた記憶が無いため、申立人は、このころ加入手続をしたと考えられるほか、申立期間については、任意加入対象期間となるため、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が提出した家計簿には、昭和45年2月には35歳以上の国民年金保険料額一人分が記載されており、申立期間後の47年11月から申立人の義母が60歳に到達するまでの間は二人分の保険料が計上され、51年3月以降の欄には一人分の保険料の計上が確認できるため、申立期間に係る家計簿に記載された金額は、義母の保険料額であると推察できる。

さらに、申立人が当時居住していた市では国民年金保険料収納が3か月ごとであったことが確認されているが、申立人が所持している昭和47年8月及び同年9月の2か月分の領収書の名宛人欄、納付区分欄及び保険料額欄は手書きされており、納付期限も同年8月31日から同年10月に修正されている上、その後の領収書から当該各欄は印字されていることが確認できることから、申立人は任意加入した同年8月以降の国民年金保険料を納付していたと考えることが自然である。

加えて、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年に市から回ってきた回覧を契機に国民年金に加入した。当時、自宅に国民年金保険料の集金人が来て、3か月ごとに300円を納付し、年金手帳にシールを貼^はってもらっていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に国民年金の加入手続を行ったと記憶しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は41年5月ごろ払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行い、36年4月にさかのぼって資格を取得したと推測され、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがわれない。

また、昭和41年5月時点で申立期間の過半は既に時効であり、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立期間直後の40年4月から41年3月までの国民年金保険料を42年2月に過年度納付しており、3か月ごとに集金人に保険料を納付していたという申立人の供述とは一致しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付した記憶は無く、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から平成2年3月までの期間及び3年5月から8年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：大正15年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①昭和61年5月から平成2年3月まで
②平成3年5月から8年4月まで

申立期間①について、平成2年4月から3年4月までの期間の国民年金保険料を納付しているのに、申立期間①が未加入とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②について、70歳になるまで保険料を納付していたはずであり、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達後に任意加入した時期及び保険料の納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和61年5月の満60歳に到達した時点で年金の受給要件を満たさない状況にあり、平成2年4月から満65歳に到達する3年4月までの保険料（13か月分）を同年6月に一括納付したことにより受給権を得ている。このことから、申立人は受給要件を満たすよう保険料を納付したが、申立期間①の保険料については納付しなかったと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間②について、申立人は、満65歳到達後も国民年金保険料を続けて納付していたと述べているが、満65歳到達時点で受給要件を満たし、平成3年6月に年金の裁定請求を行っていることから、申立期間②の保険料を納付していたとは制度上考え難い。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 30 日から 40 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

転職も休職もしていないので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票の健康保険整理番号 16 番(昭和 30 年 6 月 1 日取得、32 年 7 月 30 日喪失)から 31 番(昭和 40 年 7 月 1 日取得、55 年 8 月 1 日喪失)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、16 番及び 31 番以外に申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

また、申立期間当時、A 事業所は個人事業所として厚生年金保険の適用を受けており、法制度では、個人事業主及び事業主と生計を一にする親族は被保険者資格を取得することはできない。申立期間当時、申立人は個人事業主である父親と同居の親族であったことが戸籍謄本及びその附票から確認でき、事業主である父親と生計を一にする親族であったことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 30 年 12 月ごろから 31 年 10 月ごろまで
(A事業所)
②昭和 33 年 2 月ごろから同年 11 月ごろまで
(B事業所)

A事業所及びB事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号 100 番（昭和 28 年 8 月 21 日取得）から同番号 161 番（昭和 32 年 3 月 21 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

また、A事業所は、C県内に同事業所D工場としての厚生年金保険の適用事業所の記録もあることから、社会保険事務所が管理する同事業所同工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号 247 番（昭和 29 年 11 月 1 日取得）から同番号 269 番（昭和 32 年 1 月 21 日取得）までの被保険者についても確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

さらに、E事業所（当時はA事業所）に、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを

確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立てに係るB事業所があったとされる所在地を管轄する社会保険事務所が管理する事業所名簿において、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

また、B事業所があったとされる所在地を管轄する法務局に確認したが、当該事業所についての商業登記の記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 31 日から 54 年 10 月 6 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、
申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、申立期間において厚生年金保険料を控除されていた記憶があるため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号 23 番（昭和 52 年 2 月 8 日取得）から 26 番（昭和 54 年 10 月 21 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番はなく、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こみせきも認められない。

また、申立人が記憶する同僚も A 事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録は確認できない。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から 43 年 12 月 11 日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、自分は脱退手当金を請求していないし、受給した記憶も無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が記載されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は、当該事業所での厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月半後の昭和 44 年 4 月 28 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 5 月 19 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 44 年 5 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から31年6月まで

A事業所に勤務していた申立期間について、社会保険事務所から厚生年金保険に加入していた記録が無いとの回答を得たが、事業所から厚生年金加入の話もあったと思うので、再度の調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係るA事業所については、社会保険事務所の記録では適用事業所として確認できないが、申立人がA事業所の本店として覚えていたB事業所は適用事業所であるため、社会保険事務所が管理するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号1番(昭和27年4月1日取得)から80番(昭和35年5月13日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した^{こんせき}痕跡も認められない。

また、申立期間当時のB事業所の役員から「申立人が勤務していたA事業所とB事業所は経営が別であり、A事業所の従業員をB事業所にて厚生年金保険に加入させることはない。」旨の証言を得た一方で、申立人がA事業所で勤務したと記憶している者のうち、B事業所で厚生年金保険の被保険者になっている者は確認できず、また、B事業所の商業登記簿謄本では、支店があったことが確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から平成元年5月8日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
昭和63年の年末にはすでにA事業所で勤務しており、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が平成元年5月8日前からA事業所（現在は、B事業所）で勤務していたことは認められるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、B事業所が提出した厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書から、申立人が厚生年金保険の資格を取得したのは平成元年5月8日であることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人に健康保険被保険者証が発行され、妻が被扶養者に認定されたのも平成元年5月であったことが確認できる。

加えて、雇用保険の加入記録によれば、申立人は当該事業所において平成元年5月8日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 39 年 2 月まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
当時、社会保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係るA事業所があったと説明しているB市を管轄する社会保険事務所が管理する事業所名簿において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

また、A事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記簿謄本を請求したところ、該当する事業所は見当たらないとの回答を得た。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入し、申立期間の全期間について国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 5 月 23 日まで
②昭和 39 年 5 月 9 日から 40 年 6 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、申立期間前の被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶はあるが、その他に脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、受給を認めている申立期間以前に勤務した事業所での被保険者期間は2か月と受給要件である24か月を満たさないことから、申立人の主張は不自然である。

また、脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の裁定日や支給日が記載されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和40年8月18日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 30 日から 30 年 6 月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、勤務期間に対して厚生年金保険の加入期間が短いことが分かった。昭和 29 年 3 月 27 日から 30 年 6 月まで勤務していたと記憶しているので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、健康保険整理番号 1 番（昭和 29 年 2 月 1 日取得）から 20 番（昭和 32 年 6 月 1 日取得）までの被保険者を確認したところ、申立人は同番号 8 番として昭和 29 年 3 月 27 日に資格を取得し、同年 4 月 30 日に資格を喪失した記録が確認できるほかには、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

また、申立てに係る A 事業所は既に全喪している上、当時の事業主も亡くなっており、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険加入記録の照会をしたところ、当該申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を得た。自分は請求や受け取りの記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページと前後計 3 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 9 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 5 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5 名全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 4 名について資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には昭和 35 年 10 月 14 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の同年 12 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。